

# 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会広報アイテム貸出要領

## 1 目的

この要領は、2018年の福井しあわせ元気国体および福井しあわせ元気大会（以下「両大会」という。）の開催に向け、開催意義を広く県内外に周知し、県民の積極的な参加を実現するとともに、福井の魅力を全国に発信できるようにするため、県および「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会が所有する広報アイテムの貸出しについて必要な事項を定めます。

## 2 貸出物品

貸出しをする広報アイテムは貸出用広報アイテム一覧（別紙1）のとおりとします。

## 3 貸出機関

広報アイテムの貸出しは、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会事務局（以下、「実行委事務局」という。）が行います。

## 4 貸出対象者

県、県内各市町および両大会関係機関・団体のほか、実行委事務局が適当と認める者とします。ただし、着ぐるみについては、県および県内各市町とします。

## 5 貸出および返却方法

- (1) 広報アイテムの借用を希望する者（以下「借用者」という。）は、事前に実行委事務局に希望品目の在庫、使用予定の有無等を確認の上、広報アイテム借用申込書（様式1）（着ぐるみの借用を希望する場合、着ぐるみ借用申込書（様式2））を提出するものとします。なお、申込みについては、原則として使用予定日の2か月前から受け付けます。
- (2) 実行委事務局は、前項による申込みが適当と認められるときは、貸出台帳（様式3）に記載の上、借用者に対して広報アイテムを貸し出します。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、原則として先着順とします。
- (3) 借用者は、広報アイテムを実行委事務局から直接受け取り、直接返却することを原則とします。ただし、貸出期間の都合により、実行委事務局で調整の上、次の借用者に引き渡しをお願いする場合があります。なお、やむを得ず業者等に運搬等を依頼する場合、その費用は借用者の負担とします。
- (4) 借用者は、借用申込書提出後、借用の見込みがなくなった場合には、速やかに実行委事務局に申し出るとともに、既に広報アイテムを借用している場合は、速やかに返却するものとします。
- (5) 着ぐるみを使用した場合は、着ぐるみ使用報告書（様式4）を実行委事務局に提出してください。

## 6 貸出期間

原則として1週間以内とし、使用後は速やかに返却するものとします。

## 7 貸出料金

無料とします。

## 8 注意義務

借用品が広報アイテムを使用する場合には、善良な管理の注意をもって適正に扱うものとします。

## 9 損害賠償

- (1) 借用品が広報アイテムを滅失し、または損傷、汚染その他の損害を与えた場合には、現物または修繕やクリーニング等にかかる費用を負担しなければなりません。
- (2) 借用品が広報アイテムに起因することで第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負うものとします。

## 10 留意事項その他

- (1) 着ぐるみの借用品は、着ぐるみに付属する「福井しあわせ元気国体・大会マスコットはぴりゅう運用マニュアル」を熟読の上、使用してください。また、福井しあわせ元気国体・大会マスコットはぴりゅう紹介文（別紙2）を基本として、イベントの参加者等に対して両大会の広報を行ってください。
- (2) 着ぐるみの借用品は、原則1回の貸出しにつき計2時間以上着ぐるみを使用することとし、借用期間を有効に活用して積極的に両大会の広報を行ってください。
- (3) 借用品は、広報アイテムを使用して営利目的の活動を行ってはなりません。ただし、企業が社会貢献を目的として行うと認められる活動はこの限りではありません。
- (4) 借用品は、広報アイテムを使用して両大会の品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる活動をしてはなりません。
- (5) 借用品は、広報アイテムを使用して、法令、公序良俗に反し、または反する恐れがある活動をしてはなりません。
- (6) 借用品は、広報アイテムを使用し、特定の個人、政党、宗教団体を支援もしくは公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがある活動をしてはなりません。
- (7) 借用品は、広報アイテムを第三者に転貸してはなりません。
- (8) 借用品は、広報アイテムの使用および使用後の手入れについて、広報アイテム使用時の注意事項（別紙3）を遵守し、取り扱わなければなりません。
- (9) 貸出機関は、借用品が上記の事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認めるときは、当該使用を禁止し、貸出しを取り消すことができるものとします。
- (10) その他、この要領に定めのない事項は、借用品と実行委事務局が協議して決定します。

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年10月16日から施行する。